

## 新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 肥料価格の高騰により農家経営に対する影響が懸念されることから、化学肥料低減に向け有機質肥料の活用を進める農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

### (目的)

第2条 有機質肥料の活用促進を図ることで化学肥料の使用量を低減させ、肥料コストの抑制に繋げるとともに、環境保全型農業の取組拡大につなげることを目的とする。

### (交付の対象及び補助対象経費等)

第3条 市長は、新潟市内に住所を有する者のうち、別表1に掲げる者（以下、「補助事業者」という。）が行う新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業（以下「本事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費等は、別表2に定めるとおりとする。

3 国、県又は他の新潟市の補助金の交付を受ける事業は、本事業費補助金の交付を受けることができないものとする。

### (交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに補助金等交付申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

### (事業の着工)

第5条 事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし、事業の性格、内容等により、早期着工を必要とする場合は、補助金等交付申請書に補助金交付決定前着工届（様式第2号）を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自己資金による事業の実施とする。

### (実績報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

### (達成状況報告)

第7条 別表2-1及び2-2の補助事業者（リースの場合は借受者）は、事業実施計画に基づき事業実施2年後の目標年度に達成状況報告書（様式第4号又は様式第5号）を

作成し、目標年度の翌年度の6月末日までに提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 本事業によって取得した機械・施設の財産処分が必要な場合は、その旨を市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって失効する。ただし、第7条の規定については、この要綱失効後も、その効力を有する。

別表 1

<p>補助事業者(事業主体)の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人及び法人においては、下記の1及び3を満たしていること。</li> <li>・農業者の組織する団体(以下、「団体」という。)においては、下記の2及び3を満たしていること。</li> </ul> <p>1 農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者)であること。(いずれも認定見込者を含む。以下、同様。)</p> <p>なお、ここでいう認定見込者とは、本事業の申請時点で農業経営改善計画又は青年等就農計画を市町村等へ提出しており、計画認定が確実な者のこと。</p> <p>2 以下の(1)～(7)すべてを満たす団体であること。</p> <p>(1) 1年以上の活動実績があり、3戸以上の農家で組織されていること。</p> <p>(2) 構成員の2/3以上が認定農業者又は認定新規就農者であること。</p> <p>(3) 団体の規約が整備されていること。</p> <p>(4) 代表者を定めていること。</p> <p>(5) 組織名義の口座があること。</p> <p>(6) 代表者は認定農業者であること。</p> <p>(7) 認定農業者以外の農業者は、経営状況がわかる任意の書類を提出すること。</p> <p>3 新潟市税を滞納していないこと。</p> <p>なお、団体においては、構成員全てが新潟市税を滞納していないこと。</p>
-----------------------	--

別表 2 - 1

種目	畜産農家の肥料供給体制の強化
目的（内容）	堆肥製造機や堆肥散布機（マニユアスプレッダー）、堆肥化施設の新規導入及び修繕を支援し、畜産農家の堆肥供給体制を強化する。
補助事業者 （事業主体）	個人、法人。ただし、「リース」の場合は借受者により判断する。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥製造機や堆肥散布機（マニユアスプレッダー）、堆肥化施設の新規導入及び修繕に要する経費。</li> <li>・農業協同組合、民間リース会社が上記種目の事業を行う個人及び法人に機械・施設の「リース」を行うのに要する経費。</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円以上（消費税を除く）。</li> <li>・上限事業費は設けない。</li> </ul>
事業費の範囲	<p>事業費の範囲は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のため直接必要な工事費、工事雑費（実施設計費を含む。）、機械器具の購入費及び修繕費。</li> <li>・工事雑費及び実施設計費（設計費及び監理料）の合計は工事費の6.5%以内とする。また、工事雑費に係る補助の対象は現場監督補助員の賃金及び工事写真代とする。</li> <li>・現場経費及び一般管理費は、新潟県農林水産業総合振興事業の基準に準ずるものとするとする。</li> </ul>
補助金額及び 限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業に要する経費（税抜価格）の1/2以内。</li> <li>・補助上限額は250万円とする。なお、同一の補助事業者が複数の機械等を導入等することができるが、その場合であっても、同一の補助事業者が受け取れる補助金額の上限額は250万円とする。</li> </ul>
提出書類	別表3に定める書類。

別表 2 - 2

種目	耕種農家の堆肥散布機導入支援
目的（内容）	堆肥散布機（マニユアスプレッダー）の導入を支援し、耕種農家の堆肥活用を促進する。
補助事業者（事業主体）	個人、団体及び法人。ただし、「リース」の場合は借受者により判断する。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥散布機（マニユアスプレッダー）の導入に要する経費。</li> <li>・ 農業協同組合、民間リース会社が上記種目の事業を行う個人、団体及び法人に堆肥散布機の「リース」を行うのに要する経費。</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30万円以上（消費税を除く）。</li> <li>・ 上限事業費は設けない。</li> </ul>
補助金額及び限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業に要する経費（税抜価格）の1/2以内。</li> <li>・ 補助上限額は250万円とする。なお、同一の補助事業者が複数台の堆肥散布機（マニユアスプレッダー）を導入することができるが、その場合であっても、同一の補助事業者が受け取れる補助金額の上限は250万円とする。また、個人と団体の構成員が重複して申請することはできない。</li> </ul>
提出書類	別表 3 に定める書類。

別表 3

		提出書類	
種目	内容	交付申請	実績報告
畜産農家の堆肥供給体制の強化	機械、施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業費（「リース」の場合はリース料金の3者見積もり）</li> <li>・ 機械・施設等のパンフレット</li> <li>・ 設計図（据え置き機械・施設整備の場合）</li> <li>・ 共通添付資料1、2（2は機械の「購入」の場合のみ）</li> <li>・ 施設整備の場合は、規模の適性を判断できる資料（任意様式）</li> <li>・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書（様式第3号）</li> <li>・ 共通添付資料1</li> <li>・ 「購入」の場合は、導入した機械・施設の保険加入を証する書類</li> <li>・ 「リース」の場合は、機械購入実績を証する書類及びリース契約書の写し</li> <li>・ 事業実施成果の写真</li> <li>・ 領収書の写し</li> </ul>
	機械、施設の修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業費の3者見積もり</li> <li>・ 共通添付資料1</li> <li>・ 補助金額算定に関する内訳の詳細資料</li> <li>・ 事業実施予定箇所の地図及び修繕物件の施工予定図面（施設の場合のみ）</li> <li>・ 施工前の状況がわかる写真又はそれに代わる書類</li> <li>・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書（様式第3号）</li> <li>・ 共通添付資料1</li> <li>・ 事業実施に係る納品書及び領収書の写し（補助対象事業費がわかるもの）</li> <li>・ 事業実施箇所の地図及び修繕物件の施工図面（施設の場合のみ）</li> <li>・ 施工後の状況がわかる写真又はそれに代わる書類</li> </ul>
耕種農家の堆肥散布機導入支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業費の（「リース」の場合はリース料金）3者見積もり</li> <li>・ 規約の写し及び構成員名簿（団体の場合のみ）</li> <li>・ 団体の口座の写し（団体の場合のみ）</li> <li>・ 導入機械のパンフレット</li> <li>・ 共通添付資料1、2</li> <li>・ 土壌診断の分析結果（診断を受けた者のみ）</li> <li>・ 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）。ただし、団体の場合は、その構成員全員分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書（様式第3号）</li> <li>・ 共通添付資料1</li> <li>・ 「購入」の場合は、導入した機械の保険加入を証する書類</li> <li>・ 「リース」の場合は、機械購入実績を証する書類及びリース契約書の写し</li> <li>・ 事業実施成果の写真</li> <li>・ 領収書の写し</li> </ul>

(宛先) 新潟市長

申請者 住所  
(法人、団体にあつては所在地)

氏名  
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補 助 金 等 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 記

- 1 補助事業の名称  
令和 4 年度 新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業  
種目名： 畜産農家の堆肥供給体制の強化  
 耕種農家の堆肥散布機導入支援  
(※該当する種目にチェックを入れる。)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法  
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の着工(予定)年月日  
年 月 日
- 6 補助事業の完了(予定)年月日  
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類  
要綱別表 3 の提出書類のとおり

(宛先) 新潟市長

補助事業者 住所  
(法人、団体にあつては所在地)

氏名  
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補助金交付決定前着工届

令和 4 年度新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着工したいので、補助金の交付が決定されない場合は、自己資金での事業の実施とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

#### 記

- 1 補助金の交付決定前に着工しようとする事業  
別紙 共通添付資料 1 に記載の事業
- 2 交付決定前に着工する理由

(宛先) 新潟市長

補助事業者 住所  
(法人、団体にあつては所在地)

氏名  
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次のとおり報告します。

#### 記

- 1 補助事業の名称  
令和4年度 新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業  
種目名： 畜産農家の堆肥供給体制の強化  
 耕種農家の堆肥散布機導入支援  
(※該当する種目にチェックを入れる。)
- 2 交付決定額及びその精算額  
交付決定額  
精 算 額
- 3 補助事業完了年月日  
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細  
別添「領収書の写し」のとおり
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類  
要綱別表3の提出書類のとおり

年 月 日

（宛先）新潟市長

報告者 住所  
（法人にあっては所在地）  
氏名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業達成状況報告書

新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

記

1 達成状況

	現状 (令和4年)	2年後の目標 (令和6年)	実績 (達成状況)
堆肥の 製造実績 (※1)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
【参考】 堆肥の散布量または堆肥の散布面積 (※2)			

※1 該当するものにチェックを入れる。

※2 マニユアスプレッダーを導入した場合は、堆肥散布量を記入すること。

2 添付資料

堆肥の製造実績を示す資料（製造時の写真、堆肥の販売伝票等）

年 月 日

（宛先）新潟市長

報告者 住所

（法人、団体にあつては所在地）

氏名

（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

### 新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業達成状況報告書

新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

#### 記

#### 1 達成状況

	現状 (令和4年) A	2年後の目標 (令和6年) B	実績 (令和6年) C	達成率(※1)
堆肥の散布面積				

※1 達成率 =  $(C - A) / (B - A)$

※2 報告者の経営全体の状況を記載すること。ただし、団体の場合は、その構成員全ての堆肥散布面積を合算したものを記載すること。

#### 2 添付資料

堆肥の散布面積を明らかにする資料（栽培日誌等）

共通添付資料 1

令和4年度 新潟市化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業共通計画書（実績書）

種目（  畜産農家の肥料供給体制の強化  耕種農家の堆肥散布機導入支援 ） ※該当する種目にチェック☑

実施年度	令和4年度	目標年度	令和6年度			
導入区分	<input type="checkbox"/> 機械導入 <input type="checkbox"/> 施設整備 <input type="checkbox"/> 「リース」	※該当欄にチェック☑				
補助事業者名	( 認定年月日: )					
住所						
事業の概要	事業内容・能力	数量・単価	事業費	補助対象経費	補助率	市補助金
	【種目名: 】		円	円		円
	【種目名: 】					
施工箇所・設置場所		計	円	円		円
負担区分	事業費	市補助金	団体	その他		
	円	円	円	円		

注1) 事業主体が農業者の組織する団体の場合は、下段（ ）内に代表となる認定農業者の氏名を記載する。

品目名	項目	経営の状況（令和4年）
		作付面積 (a)
	合計	

※申請者の経営全体の状況を記載すること。

※畜産農家の場合は「作付面積」欄を申請者の経営内容（頭羽数など）に変更して記載すること。

種目 (該当する種目のみ記載)	年度 内容	成果目標	
		現状 (令和4年)	2年後の目標 (令和6年)
<input type="checkbox"/> (※1) 畜産農家の肥料供給体制の強化	堆肥の製造実績	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない (※1)	<input type="checkbox"/> している (※1)
<input type="checkbox"/> (※1) 耕種農家の堆肥散布機導入支援	堆肥の散布面積		

令和4年1月以降、経営する農地で土壌分析を行っている。 (※2)	<input type="checkbox"/> (※1)
-------------------------------------	-------------------------------

※1 該当するものにチェック☑

※2 予算が要望を超過した場合、優先的に採択します。また、分析結果を交付申請時に添付してください。

共通添付資料2

導入機械能力算出基礎表

a 機械1台当たりの能力

作業名	作業機名	区分	能力等 PS・綫	時間当たり作業量（作業面積）					1日当たり作業量（作業面積）				期間中の作業可能日数				期間中の作業面積 ha
				作業幅 m	作業速度 km/時	理論作業量 ha/時	ほ場作業効率 %	ほ場作業量 ha/時	1日の作業時間 時間/日	作業回数 回	実作業率 %	1日の作業面積 ha	作業期間 月～月	日数 日	可能日数率 %	可能日数 日	
堆肥散布	マニユアスプレッダー	既存の機械	/														
		導入予定機械	/	3.0	1.11	1.2	0.6	0.72	8	1	0.3	1.73			0.5		

- (注) 1 上段は既存の機械，下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は，記入欄を適宜増やして記入する。  
 2 作業量（作業面積）の算出方法については，「特定高性能農業機械導入計画」の第5章第1の計算式を参照のこと。  
 3 農業機械の適性導入に係る指針（H31.4）P20(2)大豆の堆肥散布を参照している。

b 導入必要台数

作業名	作業機名	利用面積 ha	既存機械の能力		不足作業面積 ha	導入機械の能力 ha	導入必要台数 台
			台数 台	作業可能面積 ha			
堆肥散布	マニユアスプレッダー						

- (注) 1 収穫機械等については，作業ピーク時に対応できる能力とする。  
 2 この様式によることが困難な場合は，様式についてこだわらない。